

## 文化勲章を受章した絹谷幸二さん制作の壁画が 市民文化会館に展示されています

開館 30 周年を迎える市民文化会館に開館当時から展示されているフレスコ画「旭日三島讃歌」を制作された絹谷幸二さんが、令和 3 年度の文化勲章を受章しました。絹谷さんから当時の壁画制作の様子と作品に込めた想いについてコメントをいただきましたのでご紹介します。

☎文化振興課 ☎ 983・2756

三島に行くと富士山が目の前に大きく広がり、海を渡る風が山にぶつかり、富士の湧水が柿田川に流れている。当時の私は柿田川で落鮎釣りに出かけていたので、三島は大変親しみのある町でした。食事も美味しくフレスコ画を描かせて頂いた思い出があります。ただ、高い足場がどこにも固定されていなかったため、緊張しながら描いた記憶があります。

壁画は、大変気にいる仕上がりとなりました。色彩の光が三島の暮らしを照らし、三島市民文化会館が芸術・文化の中心となって光彩に満ち溢れた町になれば良いなと思いながら制作しました。

令和 3 年 12 月吉日 絹谷幸二



きぬたにこうじ  
◀ 絹谷幸二さん  
文化功労者、日本藝術院会員、  
独立美術協会会員、東京藝術大  
学名誉教授



▲文化会館事務室上のフレスコ画「旭日三島讃歌」

中央には、街中を流れる川や小浜池、新幹線、三島駅、三嶋大社、そして市民文化会館などが特徴的に描かれています。

※フレスコ画は、壁に塗った漆喰がフレスコ＝新鮮な状態（生乾き）のうちに、水または石灰水で溶いた顔料で描く技法による壁画です。

## COVER PHOTO

表紙

成人式での「二十歳の誓い」の様子です。

友人と近況を報告し合う新成人の笑顔で溢れていました。ご成人おめでとうございます。



広報みしまをスマホでも！  
無料アプリ「マチイロ」から！▶



## CONTENTS

目次

- 2 文化勲章を受章した絹谷幸二さん制作の壁画が市民文化会館に展示されています
- 3 臨時特別給付金
- 4 新型コロナワクチン接種
- 6 令和4年三島市成人式
- 8 しずおか市町対抗駅伝結果報告
- 9 富士山の日
- 10 つくろう！マイナンバーカード
- 11 放課後児童クラブで働きませんか？
- 12 みしま情報便 (informaiton)
- 16 お知らせアラカルト
- 22 スポーツ情報
- 23 図書館からのお知らせ / いきいき健康
- 24 保健カレンダー
- 25 フォトマイタウン
- 26 市民活動団体応援コーナー
- 27 歴史の小箱 / わたしのおばあちゃん
- 28 春季全国火災予防運動

折り込み（はずしてお読みください）  
「みしま市議会だより」

▶▶次回発行は2月15日号

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、今号に掲載している各行事などについて、今後の状況により中止、延期または内容変更する場合があります。

# 臨時特別給付金

※感染症拡大防止のため、窓口での相談・受付を行いません。ご理解をお願いします。

## 住民税非課税世帯等に対する給付金（1世帯につき10万円）

市に住民票のある住民税非課税世帯と家計急変世帯に対し、1世帯につき10万円を支給します。

■申請受付開始日 2月7日(月)

### ■住民税非課税世帯

**対象者**▶基準日（令和3年12月10日）に、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯を除く）

**申請方法**▶申請に必要な確認書類を2月上旬に該当する世帯に発送する予定です。提出方法は、同封の記載要領などをご確認ください。オンラインでの申請も可能です。（提出期限：市が確認書を発送した日から3カ月以内）

### ■家計急変世帯

**対象者**▶新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

**申請方法**▶申請書類を電話等で福祉総務課までご請求ください（三島市ホームページからもダウンロード可能）。申請書類に必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに福祉総務課臨時特別給付金給付窓口まで送付してください。（申請期限：9月30日(金)まで）

### ■オンライン申請・家計急変世帯分申請書ダウンロード

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn050203.html>

■問い合わせ、申請書類請求先 福祉総務課臨時特別給付金給付窓口 ☎ 955・4115



▲オンライン申請、  
家計急変世帯分申請書ダウンロード

## 子育て世帯への臨時特別給付金（児童1名につき10万円）

18歳以下の児童（平成15年4月2日以降生まれ）を養育する保護者などに対し、対象児童1名につき10万円を支給します。

■申請期限 3月31日(木)まで

### ■支給対象児童

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）の対象の児童
- ②平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（高校生相当の児童）
- ③令和3年9月以降令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）

### ■支給対象者

上記対象児童を養育する人で、生計を維持する程度の高い人（＝収入の多い人）。

※ただし、特例給付（5,000円）の支給を受ける方及び同等の収入がある人は対象外です

**申請方法**▶「高校生相当の児童」についてのみ申請が必要。ただし、上記①に該当する弟・妹がいる場合は、申請は不要です。※公務員の人については、児童の年齢に関わらず申請が必要です。

■オンライン申請 <https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn050240.html>

■問合せ、申請書類請求先 子育て支援課 ☎ 983・2712



▲オンライン申請

## 子育て世帯生活支援特別給付金（児童1名につき5万円）

上記の給付金とは別のものです。（住民税非課税相当もしくは児童扶養手当受給相当の人が対象です）

■申請期限 2月28日(月)（郵送の場合は当日消印有効）まで

**申請方法**▶詳しい支給の条件や申請方法については、三島市のホームページをご確認ください。

ひとり親の人とその他世帯の人でホームページが異なるためご注意ください。

①ひとり親の人 <https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn047172.html>

②その他の人 <https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn047589.html>

■問合せ 子育て支援課 ☎ 983・2712



①



②